



C O N T E N T S

あすの会 発足15年を迎えて …………… 01	被害者参加制度3年後見直し …………… 13～14
第13回 大会「死刑制度を考えよう」 …………… 02	会務報告 …………… 14
ご挨拶 …………… 02	大会決議・閉会の辞 …………… 15
被害者の声 …………… 03～07	参加者アンケートから …………… 16
死刑制度について …………… 07～10	活動報告 …………… 16～17
会場との討論 …………… 11～12	幹事会・関東・関西集会 報告 …………… 18
総括 …………… 12～13	15年記念誌発刊 ご協力のお願ひ …………… 19

あすの会 発足15年を迎えて

代表幹事 松村 恒夫

全国犯罪被害者の会（あすの会）は、今年15年目を迎えることになりました。理想からいえば、犯罪被害者がいなくなり、当会が消滅するのが最も相応しいのですが、そうはならず、犯罪被害者の先頭に起って活動してまいりました。

岡村勲弁護士を中心に2000年1月の発会以来、各種講演、全国50か所での署名活動等により、世間の人々に犯罪被害者の悲惨な状況を訴えてまいりました。更には、欧米先進国における犯罪被害者がどんな状態なのか、2度にわたるヨーロッパ調査を行いました。このような活動には、フォーラム及び支援者の方々の浄財を使わせて頂きました。また、日々の活動に関しましては、一般国民の方々、マスコミの各社、記者の方々にも応援して頂きました。ここに感謝申し上げます。

当会の活動は、設立趣意書にありますように、犯罪被害者の権利確立と被害回復制度の創設を目的にしております。犯罪被害者の権利確立につきましては、平成2年最高裁の「裁判は社会秩序維持のためのもので、犯罪被害者のためではない」という判決が、「犯罪被害者のためにもある」というように大きく変貌し、被害者参加制度の実現となりました。15年前には、法廷内に被害者が入れるなんて夢にも思えませんでした。3年後の見直しに際し、公判前整理手続きに参加させて頂きたいなどいくつかの要望事項はありますが、大きな前進だったと思います。

もう一つの被害回復制度ですが、犯給法の部分改訂など一部分での改善は図られましたが、当会の目標とはかなり乖離しております。当会は、平成24年に「犯罪被害者補償制度要綱案」(生活保障型)を顧問弁護団の先生方のご協力により発刊しました。そして、内閣府の「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな経済補償制度創設に関する検討会」にも提出して説明の上、その実現を働きかけましたが、残念ながら日の目を見ることができませんでした。官僚・学者の厚い壁に愕然といたしました。そのような時に、かねて説明に上がっておりました、自由民主党司法制度調査会から、犯罪被害者施策に特化したプロジェクトチーム（PT）で検討して頂けるとの連絡がありました。早速その検討会には6名の被害者が参加し、その窮状を訴えました。これを聞かれた議員の先生方は、これは政治の瑕疵であるとまで申されて、早期の改善をされることを口にされました。更に自由民主党だけでなく公明党からも同じような申し入れを頂き説明に上がりました。政権与党からこのような申し入れを頂くのは、またとない機会ですから精一杯頑張りたいと思っております。

最後に、昨年より、当会は死刑制度の存置につき運動しておりますが、加害者・被告人の人権に軸足を置いた死刑制度の廃止を訴える主張が、如何に犯罪被害者の人権・思いを無視した人間味のない、むなししいものであるかを、機会をとらえて訴えていく必要は変わりません。

第13回全国犯罪被害者の会（あすの会）大会 死刑制度を考えよう ～こんな判決でよいのですか～

去る1月25日（土）、東京・青山のドイツ文化会館OAGホールにおいて、全国犯罪被害者の会大会が開催されました。今回は、「死刑制度」および1審の裁判員裁判での死刑判決を無期懲役に減刑する高裁判決について、犯罪被害者の悲痛な思い、「死刑」についての考察そして参加者全員による討議が行われ、昨年にならぬ熱気につつまれた大会となりました。当日の様子（要約）をプログラムに従ってお届けします。

プログラム

- | | | |
|-------------|------------------|-----------------|
| 1. ご挨拶 | 4. 会場との討論 | 7. 会務報告・今後の活動方針 |
| 2. 被害者の声 | 5. 総括 | 8. 大会決議 |
| 3. 死刑制度について | 6. 被害者参加制度3年後見直し | 9. 閉会の辞 |

1. ご挨拶

代表幹事 松村 恒夫

新春を迎え、皆様にはますますご壮健のことと存じ、お慶び申し上げます。

平素は、犯罪被害者のために格別のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また今日はお忙しいところ、そしてこの寒さの中お出掛けくださいまして誠に有難うございます。

全国犯罪被害者の会（あすの会）は、おかげさまで15年目を迎えられました。これも皆様のご支援のお陰と感謝致します。私は、昨年の大会で代表幹事に選出され、1年が経過したわけですが、瞬く間に過ぎて行ったという実感でございます。

あすの会設立目的の一つでありました犯罪被害者の権利獲得ですが、2004年には「犯罪被害者等基本法」が制定され、さらに翌年には施策を具体化する「基

本計画」もできました。司法制度への参加につきましては2008年に被害者参加制度が導入され、広く犯罪被害者の方々、特に交通事故被害者の方々には多くご利用頂いております。

もう一つの目的でありました被害回復制度の確立ですが、平成20年に犯罪被害者給付金制度が一部見直されただけで自動車賠償責任保険に比べて甚だ不十分であります。私どもが提案いたしました「被害者補償制度（生活保障型）」は内閣府の『犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会』で検討されましたが、残念ながら満足できるような制度ができるとは期待できません。

さて、当会は、この同じ会場で昨年、第12回大会・シンポジウム「凶悪犯罪被害者の叫び」を開催いたしました。巷で議論されている「死刑制度廃止論議」が一般国民の民意はもとより、犯罪被害者の思いをも反映していない、一部の人権派と称する集団の恣意行動であることを世間の皆様にご理解いただくために開催し、多くの方々から賛同、激励のお言葉を頂きました。引き続き大阪でも9月に「全国犯罪被害者の会（あすの会）in 関西」として、広く国民の方々に犯罪被害者の思いをご理解頂くべく開催いたしました。

「人の命は地球より重い」とは言われておりますが、その命は加害者の命であり、被害者の命でないのが司法世界での相場のようなものです。このようなことは決して容認できません。故意に理不尽にも他人の命を奪った者は、自分の命で償うことを原則とする社会規範が成立すれば、凶悪な犯罪防止にも役立つのでは



ないかと思います。更に、関西での集会後にも一審の裁判員裁判での死刑判決を、高裁で無期に減刑する判決が続くなど、同じ裁判官とは言え、司法世界の対応には納得できないことばかりです。この辺を皆様とご一緒に考えるためにこの大会・シンポジウムを開催した次第です。

故意の犯罪により命を失った犯罪被害者の切実な思いを聞いて頂き、弁護士の先生方から死刑制度に

関する考察を伺います。その後で会場の皆様にもご参加いただき、死刑制度について率直なご意見を交換できるようにプログラムいたしました。皆様方の積極的なご参加を期待しております。

なお、岡村顧問ですが、「風邪気味のため参加できないのは大変残念ですが、皆様によろしく」とのご連絡を今朝、頂きましたことを申し添えて、ご挨拶とさせていただきます。

2. 被害者の声

残虐な犯罪の被害にあった被害者の遺族は、被害に加え、裁判の不当な判決にも苦しんでいます。犯罪被害の実態と、裁判で直面した苦悩について6名の被害者が語りました。

死刑にできなかった悔しさ

渡辺 保

私は、穂積一という身勝手な男の犯行により当時22歳の娘「美保」と妻「啓子」を奪われました。穂積が直接手を下したのは美保だけですが、その事件のためにPTSDと診断され5年半ほど心療内科に通院していた妻が心神喪失状態で踏切内に入り電車と接触して亡くなりました。事件さえなければこんなことは絶対に起きなかったはずです。

事件は平成12年10月16日に起きました。深夜12時頃の警察からの一本の電話で状況は一変しました。家族3人で警察に行きましたが、何も教えてもらえず「未だ言えない」の一点張りでした。午前3時過ぎに強く抗議すると、美保が殺人事件の被害者だと告げられました。

事件から2週間ほどたった頃からでしょうか、妻に異変が現れ始めました。いつの間にかリストカットも始まり、錯乱状態になり家を飛び出そうとしたり、また幼い子どもが犠牲になった事件を知るとショックを受け落ち込むこともたびたびあり、事件から6年後の平成18年8月1日に事故で亡くなりました。

犯人穂積一の逮捕まで3年かかりました。逮捕前後の共述によると、事件を起こす2か月ほど前に男性週刊誌を見て欲情し、たまたま通りかかった美保をターゲットに計画し、何度か待ち伏せをした末の犯行で、殺害してから暴行しようと、帰宅途中の美保を車ではね、畑の農具置き場に連れ込み、用意していた包丁で首を刺し殺害したそうです。逮捕後も犯行を自供

していたのが、弁護士が接見したその夜から黙秘・否認に転じたそうです。これは何を意味するのでしょうか？ とても不思議です。

横浜地裁の第1回公判での全面否認にはショックを受けましたが、このまま否認し続けた方が罪が重くなるだろうと思いました。私は以前から故意に人の命を奪ったら命で償うしかないと考えていました。

穂積への死刑求刑を強く望んでいたにもかかわらず、求刑は無期懲役となり、私たち家族は死刑判決を出してほしいとの思いから、判決が言い渡されるまでの間に極刑を求める署名活動をし、3か月足らずの間に6765名の方々に署名をしていただき裁判所に提出しました。判決は無期懲役でした。求刑と同様に「極刑に値する」と言いながら、「若年であり前科前歴がない」との理由で無期懲役なのです。

判決後退廷する穂積に次女が「お前なんか本当は死刑なんだから……」と言い、私も「お前は絶対に許さない」と声をかけると、穂積は出口で振り返り「お前が迎えに行かなかったから娘は死んだんだよ！」と暴言を吐きました。

最高裁まで行き、無期懲役が確定しましたが、死刑にできなかった悔しさは今でも強く心にあります。

人を殺害した者は死をもって償いを

無量林 博昭

最愛の娘（23歳）は大学時代の同期生の身勝手極まりない一方的な動機によって突然命を絶たれまし

た。事件は平成19年11月26日でした。

普段どおりに母親にバス停まで送ってもらおうと家を出たところ、待ち伏せしていた犯人の車に進路をふさがれ、犯人に、隠し持っていたサバイバルナイフで突然29か所も刺されました。母も必死でナイフを取り上げようと無我夢中で娘を助けようとしてました。連絡を受けて帰宅した私は、玄関前の白いタイルにおびただしい血、物置や玄関ドアの血だらけの手の痕を目にして、警察官の静止も振り切り、娘と妻を捜しましたが2人の姿は何処にもありませんでした。搬送先の病院を知らされ、病院に向かいました。

顔や額、手も血だらけになりながらも、気丈に振舞おうとしている妻の姿を見て改めて、とんでもないことが起きたと感じました。医師から「残念ですが……」と言われ、どうして、なぜ、の疑問だらけで医師の告知を受け入れることができませんでした。

犯行に至るまで半年、娘の出勤時間、帰宅時間、バス通勤での時間、経路そして私たちの行動まで調べ、綿密な計画のものと犯行と知らされました。卑劣なストーカー行為に背筋がゾットする思いと、身勝手極まりない犯行で一方的に命を奪われた娘は、どんなに苦しく、恐ろしく、悔しかっただろうと思うと、守ってやれなかったことで胸が苦しくなります。

親として亡き娘に代わり裁判所に訴え、極刑判決

をもって償わせると誓い裁判に臨みました。しかし犯人は軽い統合失調症の病歴があったことを理由に犯行当時、心神喪失、心神耗弱状態であったと無罪を主張。検察、弁護側双方による精神鑑定も行われ、責任能力が争点となり、私たち遺族にとっては刑法39条という法の壁に阻まれることになりました。

事件から2年後の平成21年10月一審の判決を迎えました。判決は「犯行は凶暴、残忍で刑事責任は重大」としながらも犯行当時心神耗弱状態にあった、反省している、犯行時22才と若年であることなどが考慮され懲役15年となり、娘に誓った判決とは程遠い結果でした。その後も犯人は無罪を主張、控訴、上告しましたが、いずれも棄却判決で平成22年9月15日結審しました。

娘を殺害した犯人は、「殺すつもりはなかった」「死ぬとは思わなかった」と証言し殺意が立証されると「申し訳ありませんでした」と言葉だけの謝罪をしました。裁判ではそれが認められるのです。生きて自分の意見も述べることもできます。しかし一方的に命を奪われてしまった娘は、何も言葉を発することはできません。こんな不平等なことはありません。

誰しも、死は恐怖です。人を殺害した者の刑罰は、自分の犯行と同じように死をもって償うべき。それが被害者と遺族にとっての人権です。



判決の重み

澤田美代子

次男、智章（24歳）は2008年11月10日の夜7時48分頃、帰宅途中、当時19歳の少年が運転する軽トラックで故意に撥ね飛ばされ、翌早朝、息を引き取りました。少年は、父親を困らせたいと考え、重大事件を起こしました。その後、交番にかけこみ「知らない人だから死んでもかまわない。誰でもよかった」こう言ったそうです。

あの夜、私は事態に動揺し理性を失っていました。体の震えが止まらず「助かるのでしょうか」という私の問いに、先生は「若さに期待しましょう」と言うだけでした。大量出血したため輸血が続き、体は2倍にも膨れて片方の目は閉じ、もう片方がかろうじて開いている状態でした。日付が変わった夜中、「事故ではなく、故意に撥ね飛ばした殺人未遂事件です」と警察官に言われました。それから4時間余り後、私たちの手の中で遂に息子は息絶えました。

2008年12月26日千葉家裁で少年審判を傍聴し、主人、私、長男が意見陳述をしました。審判が始まる前には、家裁調査官から事情を聞きたいとの通知を受けて家裁に出向きましたが、調査官と話しているうちに、加害少年に有利な事柄を聞きだすことが目的だと感じ、更に傷つき、虚しさで帰路に着いたことを忘れられません。

2009年1月4日、起訴したと報告がありましたが、私は息子を失い絶望と喪失感の日々でした。事件から3か月半経ち、あすの会の集会に参加しましたが、「ここでは泣いてもいい、笑ってもいいんだよ」と言われて、笑える日など2度と来ないと思っていた私にとって自分の居場所が見つかったように思えました。

2009年5月11日に初公判でしたが、被告少年には5名の刑務官が付き、全く反省の様子はありませんでした。5月12日、私たちが被告人質問を行う予定でしたが、これに先立つ被告の弁護人からの質問の途中で被告人は激昂して退廷しました。6月1日の第3回公判でも暴れたため、被告が在廷せずに証人尋問が行われました。再入廷後も声を荒らげ、弁護人らになだめられて証人席に座りました。主人の質問に対しては、「でかいことをすれば5年くらい入っていられる」と答え、反省は見られませんでした。

判決は、5年以上10年以下の不定期懲役刑でした。

私たちは無期懲役を求刑意見としていましたが、結果は少年法に基づいてのもので、無念でなりません。

「冷酷で残忍な無差別殺人と糾弾したが家庭環境の問題を考慮した」という裁判長の判決は不安でなりません。「人を殺せば刑務所に入れる。父親がいたらまたでかいことをする」。この言葉を何度も繰り返すのに……。裁判長が終わりに「少年法に基づく長期の有期懲役刑での更生を期待する」と読み上げましたが、毎回、暴れる被告の姿を見て、どれ程の更生が期待できるのでしょうか。

再び被害者が出た時、更生を期待するとした裁判官はどう責任を取られるのでしょうか。「更生を期待する」はあまりにも空々しい紙の上の言葉でしかありません。

到底納得できない高裁の無期判決

五十嵐 邦宏

私は、平成21年11月に東京南青山で父親を殺害されました。

加害者は、25年ほど前に妻と口論の末に殺害した後、自宅に放火、子どもも焼き殺した罪で20年間服役し、事件半年前に刑務所を出所したばかりでした。

上野で包丁を買い込み、強盗に入る家を物色し、たまたま父の住むマンションに入り込み、父の首を包丁で刺して殺害しました。

第一審の裁判員裁判による判決では、刑務所を出てから半年後の犯行に言及し「2人の命を奪った前科がありながら、強盗目的で被害者の命を奪ったことは刑を決める上で特に重視すべきである」として、求刑通り死刑を言い渡されました。しかし、東京高裁で開かれた2審判決で村瀬裁判長は、「一審判決は、妻子を殺害した被告の前科を重視しすぎており誤りである」と述べ、被告が懲役20年の判決を受けて服役した妻子殺害事件については「夫婦間の口論の末の無理心中であり、強盗殺人事件との類似性はなく、更生の可能性がないとは言い難い。前科を重視して死刑とすることには疑問がある」として、死刑とした一審の裁判員裁判判決を破棄して無期懲役を言い渡しました。3人も殺した人間が、なぜ死刑にならないのか憤りを感じています。

裁判員の意見を、職業裁判官は無視したのです。専

業裁判官は裁判員裁判の意味をもっと重く、真摯に捉えるべきではないかと思います。

二審で裁判官は「前科を過度に重視しすぎである」と言っていますが、加害者は、最初の事件で既に、2人の命を奪っているのです。もしも、初犯で死刑になっていたなら、私の父は被害に遭わずに済みました。初犯の裁判で判決を下した裁判長は責任を問われないのでしょうか。

裁判では、犯人は完全黙秘のため、私は事件について真相が分かりません。来る最高裁判決では、一般国民の良識がよみがえることを期待しています。

裁判所は裁判員の判断を尊重すべし

荻野 美奈子

友香里は、私たち夫婦の第2子として生まれました。兄には知的障害があり、私たちにとって、がんばり屋で頼りになるかけがえのない娘でした。教員になることを夢みて、大学に進学し、大勢の友人に囲まれ、まさに青春を楽しんでいました。あと5か月で大学を卒業という時に殺されました。私はまさか、友香里が被害され、その後に焼かれるなんて思ってもいませんでした。

一審判決の日、平成23年6月30日、裁判長から「主文は後回し」と言われた瞬間「死刑」判決が出ると確信しました。「死刑」が告げられ、友香里が自分の全てを引き替えにした「極刑」が出たと感じました。友香里の無念さ、悔しさが、裁判官、裁判員に正しく伝わったと思い、安堵し喜びをかみしめました。その場に友香里がいるかのような、友香里が戻ってきたかのような感覚がありました。裁判員は私たちと同じ一般市民です。その方々が国民を代表して正しい判断をしてくださった。生きている友香里にはもう会えないけれど、友香里が犯人に突きつけた究極の刑、決して正義は裏切らない、そう確信することができました。

しかし、高等裁判所は、死刑を覆し「無期懲役」にしたのです。裁判長は「被害者は1人」「被告人は何らかの理由で殺害を決意した」と理由を読み上げました。被害者が1人とはよく言えたものです。裁判長はあたかも友香里にも落ち度があったかのような言い方でした。こんな酷い理由はありません。

一般市民である裁判員に「極刑」という判断をさせ

ておきながら、「先例」という理由で簡単に高裁がひっくり返すようでは裁判員裁判をやる意味がありません。高裁の理由を聞いて、私は被害者参加をした意味がなかったとさえ思いました。

親にできることは、犯人に「死刑」を突きつけること。一審が終わってまもなく犯人自身が控訴しました。判決を言い渡された時、犯人は「ありがとうございます。ありがとうございました。」と言いました。裁判時にも「死刑が出たらそれに従う」と言っていたのです。しかし、犯人は無期懲役になってもまだ上告しています。友香里の命を奪っておいてどこまで身勝手なのか。そんな犯人にはまだ弁解の機会が与えられている。私たちには許し難いことです。私や家族は今でも人間としての感情を表すことさえ難しい。何の喜びも悲しみもない。あるのは、悲しさ苦しさ。親として娘を守ってやれなかった苦しみは私が生きている限り続くのです。

最高裁で、再び死刑判決が出され、1日も早く、死刑が執行され犯人がこの世からいなくなることを望みます。

自らの死をもって詫げるのは最低限の償い

加藤 裕司

2年4か月前（平成23年9月）黙って家を空けることはない娘が、連絡がないまま翌日の夕刻になっても帰りませんでした。交通事故だろうか、急に病になり発見されずにいるのだろうかと心配が駆け巡り、無事で帰ってきて欲しいと願っていました。

翌日、娘の車が発見され、娘が見知らぬ男性と歩いている画像を見せられ、連れ去られたということを知られました。何もわからない、何もできない、どこを探していいかも分からない。助けを求めている娘に救いの手を差し伸べることもできない無力感と脱力感、無事でいて欲しいという願いが交錯しながら胸をかきむしられる思いでした。

1週間後、警察から娘が殺害されたことを知らされました。悲しいとか辛いとか言葉ではとても表現できませんでした。娘は強姦目的で倉庫に連れ込まれ、手錠をはめられ強姦され、胸を刃物で何度も突き刺され、あざ笑うように頸動脈を掻き切って殺害されたのです。犯人は、娘の遺体をガレージに隠し、頭、両手、両足、胴体の6つに切断し内臓を抉り出し、肉片と骨を

区別し、肉片は川の橋の欄干から捨て、骨は他家のゴミに紛らせて捨てました。毎晩、その作業を続け胴体の一部だけが残った段階で逮捕されました。安置場の娘の姿は、小さい赤い肉塊で声も出ませんでした。

裁判員裁判では死刑判決が言い渡されました。弁護士は即時控訴しましたが、犯人が控訴を取り下げ、死刑が確定しました。初犯で、殺人の数が1人だけで死刑判決になった例はないとのこと。私たち家族にとっては喜ばしい結果なのかも知れませんが、裁判で死刑が確定したからといって嬉しく思えることなんか一つもありません。娘と二度と会えない辛さ、悲しさは自分の寿命が尽きるまで消えません。

しかし、死刑が確定したからといって許すつもりもないし、終わりにするつもりもありません。毎朝、お墓にお参りし、休日は、日に3度お墓に行きます。申し訳ないと謝っています。人並みの幸せを与えてやれず、親の責任が果たせなかったと、毎日詫びているのです。婚約者に申し訳ないという思い、生きていたかっただろう、やり残したことが一杯あったらうに……。娘の無念さを誰が晴らしてくれるのでしょうか。死刑判決で終わらないのです。刑務所で、犯人が鬼畜のまま平穏に生涯を終えることが私には許せないのです。罪もない人間を恐怖と苦しみのどん底に突き落

とした殺人鬼を、苦しめてやりたい。残っているかもしれない犯人の良心を引きずり出し、本当の苦しみを味わわせ、悩み、己を恥じて死んでもらいたい。私に課せられた役割の一つなのです。

死刑囚にも人権と言われますが、人を虫けらのように殺す殺人者の人権が大切でしょうか。殺された側には人権がないのでしょうか。意図的に人を殺害した輩は、殺害した時点から人ではなくケダモノです。刑に服せば償ったことになるのではなく、被害者と被害者家族が納得するものでなければ償いとは言えません。自らの死をもって詫びることが最低限の償いなのです。死刑囚が死んだ後も、被害者家族は、死ぬまで傷が癒えることはないのです。

今回の判決は、良識ある市民と裁判官、検事により、身近な一般社会の判断に近づけたことを意味します。初犯で、被害者が1人である殺人事件での死刑判決を、例外的判決と捉えるのは間違いです。これが当然と思う社会でなくてはいけません。私は、1人でも被害者や被害者家族と呼ばれる人が少なくなって欲しいと願っています。ただでさえ、被害にあったという心的ストレスがかかる中、本来、人を救うはずの法律が、逆に人を苦しめる凶器になっているのではないかと危惧しています。

3. 死刑制度について

被害者の数、計画性の有無、前科、量刑制度など、死刑制度をめぐるさまざまな論点があります。どのような場合に死刑判決が下されるのか、そこにどのような問題があるのか、弁護士4人が意見を述べました。

被害者の人数と死刑判決

弁護士 山崎 勇人

「殺害された被害者が1人の場合には、加害者は死刑になりにくい」このような話を聞いたことはないでしょうか。

どのような場合に死刑判決が言い渡されるのかを考えるにあたって避けては通れないのが、「永山基準」です。昭和58年7月8日に最高裁第二小法廷が下した判決の内容が「永山基準」といわれるようになりました。

この事件で最高裁判所がどのように判決したか、ポイントが全部で9つあります。

1. どのような性質の犯罪が行われたか
2. 犯行の動機は何か
3. 犯行の態様、特に殺害の手段方法が執念深い、あるいは残虐であったか
4. 犯行による結果がどれほど重大か、特に殺害された被害者の数は何人か
5. 遺族がどれほど強い処罰感情を持っているか
6. 犯行による社会的影響が強いといえるか
7. 犯人の年齢はいくつか
8. それまでに前科はあるか
9. 犯行後の態度はどうか

最高裁は、9つの要素を中心に「その犯行が誠に重大であって、刑罰のバランスや同じような犯罪を



予防するという目的からしても極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される」と述べました。これが永山事件の判決です。

最高裁判所が過去 30 年間の裁判例を調査した結果によれば、我が国においては、亡くなった被害者の数が 1 人の場合には、特別な事情がない限りは、原則として死刑にならないというのが、「過去の裁判の傾向」ということとなります。

永山事件の最高裁判決は、死刑にするかどうかを考えるに当たって検討しなければならないチェック項目を指摘したに過ぎません。「基準」でも何でもありません。最高裁判所は、「死亡被害者の数」という特定の要素だけに注目して、死刑にするかどうかを決めるといっているわけではないのです。

内閣府が平成 21 年 12 月に行った国民の意識調査によれば、国民の 85.6% が死刑制度に賛成しています。

命の価値は平等です。1 人の尊い人間の命を勝手に奪い、それが二度と元に戻らない以上、加害者は自らの命を差し出す以外に償いの術はないはずです。「法の下での平等」を実現するには、殺害された被害者の数に関係なく、死刑を科するという姿勢が重要なのです。

平成 21 年 5 月から、裁判員裁判が始まり、刑事裁判に一般の国民が参加するようになりました。国民の考える正義を刑事裁判に反映させる仕組みができあがったといえます。裁判員が下した「死刑」と

いう結論を、「過去の裁判の傾向とは違う」などという理由で高等裁判所の裁判官がひっくり返すことは許されません。

計画性について

弁護士 中村 竜一

私が今日、お話することは、「計画性がない」ということが、本当に刑を軽くする理由になるのか、ということです。そのために 2 つの事件をご紹介します。

まず、松戸女子大生殺害事件です。これは、犯人が、強盗致傷の前科が 2 つもありながら、出所後わずか 3 か月足らずの間に、強盗殺人、強盗致傷、強盗強姦を含め合計 8 件の犯罪を繰り返した事件です。このうちの強盗殺人事件では、被害者の左胸には包丁での刺し傷が 3 つもあり、被害者の胸の骨が真二つに切断され、包丁の刃が折れた位、非常に強い力でした。さらには、このあと部屋に再び侵入して放火しています。この事件は、第 1 審は裁判員が入った裁判で死刑が言い渡されましたが、昨年 10 月 8 日、東京高裁で審理してこれを覆し、「無期懲役」を言い渡しました。

もう一つは、平成 19 年、埼玉で男が元交際相手の首をはさみで何度も刺して殺したというものです。犯人には前科が 5 つあり、女性に対する強盗、



傷害、強姦が含まれています。この事件で、検察官は、死刑を求刑しましたが、第1審、第2審ともに判決は「無期懲役」でした。1審2審ともプロの裁判官が判断した事件です。私の手元に最高裁判所がまとめた本があり、そこに「過去30年には、被害者1人の強盗殺人で、計画性がない場合に死刑となった事例はない」と書かれています。

2つの事件はいずれも、この過去の裁判所の判断に従っているわけです。計画性があった場合は重く処罰されると言われます。では、計画性が「ない」場合は、刑は軽くなるのか。最高裁がまとめた本にすら「犯行が計画的なものでもなくとも、状況を十分に認識した上で冷徹に敢行された場合などは、……『計画性がないこと』自体は量刑判断のポイントにはならない」と言っているのです。2人とも凶悪な前科を持ちながら、短い期間の間に、何人もの女性を無差別に狙って強姦を企て、殺害の方法も執拗で残虐極まりないものです。

千葉の事件で死刑を言い渡した第1審は、裁判員が入ったものでした。その判決では、計画性がなかったとしてもそれが死刑を避ける決定的な事情にはならないと言いました。裁判員たちは常識に従って「死刑」という結論を出したのだと思います。

しかし、プロの裁判官の判断は、「計画性がないから死刑にはできない」というものです。紙に書かれた過去のデータだけにとらわれ、判決に血が通っていないのです。

千葉の事件は上告されています。最高裁自身が、「『計画性がないこと』自体は量刑判断のポイントにはならない」と書いています。その記載には責任を持たなくてはなりません。

前科と死刑判決

弁護士 田島 寛之

みなさん、過去に2人も人を殺した人間が、刑務所を出たあと、また殺人をした場合でも死刑にならない、と聞いてどう思いますか？

「南青山強盗殺人事件」について、この加害者は、過去に妻を刺殺し、幼い2人の子どもも殺そうと自宅に放火して娘を焼死させた事件で懲役20年になっています。その後20年間服役して、刑務所を



出た後わずか半年で、強盗目的で被害者を包丁で刺殺しました。

この事件の第1審は裁判員裁判でした。判決では、犯人の殺意が強く、殺害の態様などが冷酷非情なこと、2人の生命を奪った前科がありながら、強盗の目的で被害者の生命を奪ったことを重視して、被告人を死刑にしました。しかし、昨年6月20日、東京高裁は、1審の死刑判決を破棄して、無期懲役としました。その判決理由は「被告人の前科は夫婦間の口論の末の殺人とそれを原因とする無理心中で、利欲目的の本件強盗殺人とは社会的にみて類似性は認められない、改善更生の可能性のないと言いが難い」。要するに、夫婦ゲンカを原因とする殺人と金欲しさの殺人とは違う種類の殺人で、犯人は更正するかもしれないと言っています。2人も人を殺したことがある人間が刑務所を出てからわずか半年で、もう一度人を殺す、果たしてそのような人間が、今後更生する可能性があるのでしょうか。

前科のある人がもう一度犯罪を行った場合、前科がない人に比べると刑が重くなると聞いたことがあるかもしれません。それは、前科がある人は犯罪をしてはいけないという気持ちが鈍っているからです。さらに、過去の犯罪と同じような犯罪をまたやった場合、悪質性が高いというのはお分かりいただけたと思います。

東京高裁は、夫婦ゲンカを原因とする殺人と金欲しさの殺人とは違う種類の殺人だとしています。しかし、人の命を奪うということにまったく変わり

ありません。

この事件の第1審の裁判員裁判の判決では「被告人は刑務所で服役している間、2人の生命を奪ったという罪をみつめ、生命の尊厳への思いを深めたはずにもかかわらず、出所からわずか半年で本件犯行に及んだ。人の生命を余りにも軽くみている。強い非難に値する」。裁判員裁判の判断と東京高裁の判断、どちらが常識的でしょうか。答えは明らかだと思います。

この事件は最高裁に上告されています。最高裁では、遺族の方ももちろん、国民が納得できる判断が下されなければなりません。

量刑相場と裁判員制度

弁護士 松本 卓也

みなさんは、我が国に裁判員制度が導入された理由を知っていますか。どうして、プロの裁判官だけで刑事裁判を行うのはダメなのでしょう。この理由を知ると、高裁の裁判官が量刑基準を根拠に裁判員裁判の判決を覆すことは、裁判員制度そのものの否定であるということをご理解いただけると思います。

裁判員制度を定めた「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」を見ると、第1条に「裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」と書いてあります。司法制度改革審議会は、裁判員裁判を導入する意義について、「一般の国民が裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになる」としています。裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に役立つのは、刑事裁判に社会常識が反映されるからです。これが、裁判員制度が導入された理由です。

刑事裁判の中でも量刑は、最も社会常識が反映されるところです。最も社会常識が反映される量刑について、高裁の裁判官が、社会常識に欠ける量刑相場を根拠に、裁判員裁判の判決を覆すということは、裁判員制度そのものを否定するものです。

国民が参加した司法制度改革審議会、内閣、国会、つまり司法以外のすべてが「裁判所は国民の常識か



ら逸脱している。職業裁判官には任せられない」と判断して裁判員裁判を作りました。しかも、司法制度調査会の意見書は「裁判員の意見が評決結果に影響を与えるようにしなければならない」と釘をさしています。にもかかわらず、司法だけが、いまだに、従来のプロの裁判官による判断が正しいと信じているのです。

2009年8月6日、裁判員裁判第1号の判決が言い渡されました。東京都足立区の隣人女性の殺害事件で殺人罪に問われた被告人に対し、懲役15年の判決が言い渡された件です。この判決後に記者会見に出席された裁判員は、皆さん、真摯に事件に向き合って、人が人を裁くことの重みを感じ、評議を尽くし重責を果たした、そういう方たちでした。新しい、国民参加の司法制度が始まる、そういう印象を感じた会見でした。

裁判員制度は、裁判員に量刑も含めてどのような判断をすべきか、裁判員が自らの社会常識に照らし結論を出してもらおう制度です。そのようにして出された結論を、プロの裁判官が作った非常識な量刑相場で覆すというのは、我々国民にとっては到底受け入れられることではありません。

4. 会場との討論

被害者の声と弁護士の主張を踏まえ、上谷さくら弁護士、高橋正人弁護士がコーディネーターとなって、被害者5人、弁護士4人と参加者による「死刑制度」に関する活発な意見交換が行われました。議論された論点は以下の通りです。

一審の裁判員裁判での死刑判決が高裁で無期懲役判決になった2つの事件（「南青山強盗殺人事件」「松戸女子大生殺害事件」）を題材に計画性、前科、被害者の数、裁判員裁判の意義の4つの論点から議論を展開した。

計画性について

被害者にとっては計画性があるがなかろうが殺された事実は変わらない。計画性がないことを有利に判断しており、計画性がない場合には、突発的なもので法を守る意志はあるかも知れないとの見方をしている。計画性がない場合には更生の可能性があるという話しに繋がってきてそれが刑を軽くする方向に動いているのは理解できない。計画性があるなしで罪状が重くなったり軽くなったりするのは納得できない。などの意見が大勢を占めた。

前科について

東京高裁判決は、前科は夫婦間の口論の末の殺人とそれを原因とする無理心中であり、今回の利欲目的の強盗殺人とは類似性が認められない。裁判員裁判は前科があることを過度に重視しすぎた。と言っている。

「類似性が認められないので、改善更正の可能性がないことが明らかとは言えない」とは非常に理解しがたい内容で、同じ犯罪を繰り返した方が非難に値すると言っている。類似性がなければいくら犯罪をやってもいいと言うことと全く同じです。「類似性がないので、改善更生の可能性がないと言えない」という高裁判決は全く意味が分からなくて、強盗殺人と殺人は殺人という点で見れば同じである。

1人殺したら死刑ということを行き渡らせれば良い。死刑になりたくなければ人を殺さなければいいだけである。前科が同種であろうとなかろうと重く処罰することには誰も異論はない。司法に対して不信感がつる。何とか

裁判官を取り締まる方法、裁判官弾劾裁判とか、それを評価するのは裁判官ではなくて、一般国民が評価することにすべきだ。

被害者の数

人の命はどれだけ重いのかということを改めて考えていただきたい。人数がどのということとは全く論外の話である。人の命は地球より重いと言われますが、私に言わせればそれは加害者の命であって善良な被害者の命ではない。善良な被害者の命は残酷な加害者の命の半分以下。先例があまりに国民感情とかけ離れているから裁判員制度が始まったのに村瀬裁判長は忘れている。なぜ裁判員裁判が導入されたのか考えてほしい。

裁判官は外の世界を全く知らない非常識な人間が多い。裁判官の星取り表のように具体的に個々の裁判官を評価するものを作り、最高裁だけでなく高裁の裁判官についても、国民に分かりやすい方法で採点したい。

裁判員裁判の意義

計画性が無いからといって常に罪が軽くなるというのは感覚からいってずれている。同種でなければ軽くなるというのも市民の感覚とずれている。ずれているから一般市民の感覚で修正しましょうというわ





けで裁判員裁判を作った。裁判員裁判は職業裁判官が作ってきた量刑基準を否定するのではなくそこに市民の感覚を入れて修正しましょうという主旨なのである。ですから当然従来の先例、量刑相場とは違う

量刑判断が出るのは当たり前のことである。ところが今回の村瀬裁判長の判決は従来の判決と違うから新しく作った量刑基準は間違いだと言って破棄したのです。高裁の裁判官にも国民審査が必要だと思う。

5. 総括

常磐大学国際被害者学研究所教授 諸澤 英道

欧米と日本の司法制度、法曹界を比較したときに、日本はおかしい状態にあるようです。それは、民意を反映していないということです。これは、そもそも裁判官の任命の在り方に問題があるし、再任の在り方に問題があるのではないかと思います。欧米等では、日本のように終身雇用の裁判官はいないと思います。裁判官になるには立候補して信任されなければなりません。国がやるべきことは、裁判官の資格があるかどうか、この地域の裁判官として住民が支持するかどうか信任を問うということです。最終的には、裁判官のあるべき姿ということが国会などでも大きな問題として議論されることを期待したいと思います。

さて死刑問題ですが、最近気になることがあります。裁判官出身の弁護士で東京弁護士会所属の森炎さんという方の本で「何故日本人は世界の中で死刑を是とするのか」という本があります。ここにも正義という言葉が出てきます。明らかにこの使い方は間違っています。「正義の実現のために死刑にする。

という言い方はおかしい」ということを書いていますが「死刑に必要性がないのであれば、それは不必要に命を奪うことになります。不必要に命を奪うことは正義とは言えません」ということなのです。死刑を議論すると、時にはそれに変わるべき終身刑との対比で、死刑と終身刑どちらがよりベターかということで議論すべきだという論理のすり替えをしながら、死刑を廃止して終身刑をとる考え方です。

ところで、正義、英語で言う justice ですが、これは天秤でバランスがとれてイコールの状態を正義という言葉で表しています。ですから justice を表すシンボルマークとして天秤が描かれたものが世界中に存在しているので皆さんご存知だと思います。被害者問題は 1957 年にイギリスの刑事政策学者のマージャーリー・フライという人が書いた「justice for victims」という論文から始まっていると言われていて、これが「被害者のための正義」という訳になります。私は、被害者問題は一貫して正義の問題になると思います。

やった犯罪行為に見合う刑罰を与えるべきだということとは原点です。これが正義の基本的な考え方で、犯罪を行った人に見合う刑罰、それに相応しい刑罰というものを制度の中で作っていかねばいけません。光市の判例は丁寧に読むと、たとえ少年であっても死刑が法廷刑である以上はまず死刑を検討しなきゃいけない。そして死刑を回避すべき理由があれば回避する。つまり原則と例外が逆なのです。民衆が声を上げて法律を変えるというパワーが世界を見るとかなりあります。今の裁判はおかしいと思った人はいろいろな場でこれを訴えるべきなのではないかと思います。それなりに感じたことを周りの人に伝えてもらいたいですね。来年、再来年の大会では更に大きな話になると良いなと思っております。



6. 被害者参加制度3年後見直し

弁護士 高橋 正人

平成20年12月1日から、被害者が直接刑事裁判に参加することができる制度「被害者参加制度」が施行されました。被害者や遺族が捜査や裁判に協力して、加害者に対して適正な刑罰を科して国家に自分の無念の思いを晴らしてほしいという思いからです。

平成20年11月30日までは裁判所はそうは考えていませんでした。平成2年の2月20日、最高裁は「刑事司法は、社会の秩序維持のためのもので

あって被害者のためではない。被害者には法律上保護された利益はない」とはっきりと言っています。そうやって被害者を見放していたわけです。

刑事裁判は被害に遭っていない検察官、裁判官、刑事弁護人、被害を与えた被告人だけで、最大の当事者である被害者は常に蚊帳の外でした。そこで平成12年にあすの会が起ちあがって運動を始めました。そして56万名の署名を集めて第一次安倍内閣の時に被害者参加制度を導入する法律を作ってもらいました。平成19年6月20日のことです。そして20年12月1日からは、被告人に対して直接質問もできる。さらに検察官とは別に求刑の意見を述べるできるようになりました。

ただ、そうは言ってもまだまだ不十分です。被害者参加制度と裁判員裁判がほぼ同じ時期に施行されましたが、裁判員裁判では裁判員の負担を軽減するために公判期日を圧縮することが至上命題でした。そのために公判前整理手続きをしています。おかげで今、自白事件であれば3日で終わり、否認事件でも1週間から2週間で終わります。これは、裁判が始まる前に、どういう証拠を提出するか、証拠の取捨選択の手続きですが、この公判前手続きに被害者は全く参加できないのです。被害者は意見を述



べる機会を与えられていないのです。ですから公判前整理手続きに被害者も参加させてほしいということです。

もう一つ問題があります。被害者は証人に対して質問ができますが、今の制度では限定的です。犯行を目撃した第三者、目撃証人に対して被害者は質問ができないのです。真相を知りたいというのが被害者遺族の一番の気持ちです。にもかかわらず真相を知る手段で一番の客観性のある目撃者から事実を聞くことができないのです。ですから証人に対しても犯罪事実について質問させてほしいというのが2

番目です。

そういったことを、法務省主催の被害者参加制度3年後見直しの意見交換会で議論しています。犯罪被害支援弁護士フォーラムは、この3年間に被害者と共にこの制度を利用して、ここが問題点だという提言集をまとめました。意見交換会ではこの提言集に基づいて30の論点について議論しています。あすの会、犯罪被害者支援弁護士フォーラムは、拡充のための運動を展開していきたいと思っておりますのでどうぞ皆様のご協力をお願いいたします。

7.全国犯罪被害者の会(あすの会)会務報告 平成25年1月～平成26年1月

平成25年1月から活動して参りました1年間の活動を昨年の大会決議に則りご報告いたします。

第1決議の死刑制度の存置ですが、昨年1月「凶悪犯罪被害者の叫び」と題した大会を開いたのに続き、9月には西日本地区で開催しました。その後に裁判員裁判による死刑判決が高裁で覆されることが続き、今日、3度目の死刑についての討論会の開催となりました。司法世界、世間の人に「被害者を生き返らせることができないのだから、加害者の命で償ってもらいたい」という被害者遺族の切実な気持ちを理解していただきたいからです。谷垣法務大臣が8人の死刑執行をされたのは、ご理解いただけたものと思っております。

第2決議の新たな被害補償制度の創設ですが、内閣府の「犯罪被害者給付制度の拡充及び新たな経済補償制度の創設に関する検討会」で、犯罪被害者補償制度案要綱を説明しました。深く議論されず、現状の犯給法についての議論に終始したことは残念であります。今後は自民党の司法制度調査会の下に組織されたプロジェクトチーム犯罪被害者担当部会に期待をかけたいと思います。

第3決議の裁判員裁判における量刑判断の在り方ですが、犯罪被害者の尊厳に充分配慮すべきであり、過去の量刑の基準に引きずられることなく市民感覚に基づく量刑を下すべきです。裁判員裁判の死刑判決が高裁で無期に減刑される事象があり、引き続き市民感覚、被害者感情を尊重すべきであることを訴える必要があります。

第4決議の被害者参加制度に関しては、全国の犯罪被害者支援弁護士(VSフォーラム)が、昨年8月に刑事裁判に被害者が参加して裁判がどう変わったかについてシンポジウムを開催し、改善点などの提言をされました。法務省では被害者参加制度について、関係部署団体との意見交換会を開き、高橋正人副代表が参加し、改善点が検討されております。

その他、未解決事件の情報提供依頼のビラ配布、各方面で講演等の啓蒙活動、法律相談等の活動を行って参りました。

最後に、昨年7月、あすの会発起人の宮園誠也氏が、幹事を辞任されたことをご報告いたします。

《今後の活動方針》

今後の運動は、これから上程される決議案の実現に努めるほか、従来行ってきた活動の継続に努めます。

8. 第12回 全国犯罪被害者の会（あすの会）大会決議

第1決議 死刑制度の存置

死刑制度は、犯罪被害者を含む国民の圧倒的多数が支持しており、今後も存続すべきである。

第2決議 裁判員裁判における量刑判断のあり方

裁判所は、裁判員裁判における一般市民の感覚を反映した量刑判断を尊重すべきであり、先例をことさらに重視すべきではない。

第3決議 新たな被害者補償制度の創設

犯罪被害者等給付金制度を抜本的に改め、新たな生活保障型の犯罪被害者補償制度を創設すべきである。

第4決議 被害者参加制度の拡充

次の通り、被害者参加制度のさらなる拡充を求める。

- ①公判前整理手続に被害者が参加できるようにすべきである。
- ②被害者は証人に対し、事実関係についても質問できるようにすべきであり、また、被害者が証人になる場合には、被害者参加弁護士からの尋問も認めるべきである。
- ③同一の手続で起訴されている複数の事件については、被害者は、全てについて意見が述べられるようにすべきである。
- ④法曹三者、特に裁判長は、被告人質問が、被害者や遺族のその後の立ち直りに大きな影響を与えることを十分に理解し、被害者自身が直接質問できる機会を不当に制限することがないようにすべきである。

以上の通り決議します。

全国犯罪被害者の会（あすの会）

決議理由については、あすの会 HP をご参照ください。 http://www.navs.jp/2014_1_25_4.pdf

9. 閉会の辞

林 良平

死刑制度について考えた今日のシンポジウムは非常に意義のあるものであったと思います。私個人の意見を述べさせていただくと、日本では死刑制度を文化として引き継いでおり、人の命を奪った者には、死刑という罰が値するという国民の意識があります。更に裁判制度として3審制が存在している国であるということを、私たち被害者は国民全体に理解してもらうように、広げていかなければならないと思います。

今後は、皆様に賛同いただいた決議に則り幹事会が活発に活動していくことと思います。

本日はありがとうございました。



参加者アンケートから

出席者数 150 回収数 65

死刑制度について

賛成だ。どちらかと言えば賛成だ	62 名
その他 (1名は日本に制度がある以上従うとの意見)	2 名
未記入	1 名

主なご意見

*死刑制度に賛成。意味不明な永山基準によって多くの事件で死刑が回避されたと思うと無念でならない。一人の被害者でも死刑判決が出される命を大切に作る社会になってほしい。(男性20代)

*被害者の数が死刑の基準になるのは改めておかしいと感じた。数の問題ではない。(女性20代)

*死刑制度存置という主張は一般向けには難しいかもしれない。存置すべきであると論理的に議論するシンポジウムとしてより多くの方が足を運ぶ場となることを願っている。(女性30代)

*この国で犯罪被害者の置かれた立場は、あまりにも弱く、不公正、不公平だ。被害にあってはじめて裁判所が正義を実現する場所ではないと気付かされる。(男性40代)

*『目には目を』の考えが正しいと確信した。今日の話を家族や周りの人に伝えていきたい。犯した罪に

責任を取るのは人間として当然。(女性40代)

*裁判官の意識がいかに国民と隔たっているかが良く分かった。死刑は残虐だと言われるが、犯人の犯した罪は残虐ではなかったのか。他国が死刑を廃止しようが関係ない。日本には死刑が必要。(女性50代)

*職業裁判官と一般市民の感覚のずれを痛感した。命の重みを裁判官はどう考えているのか公表して欲しい。(男性50代)

*出所後に再犯した場合、判決を下した裁判官にはその責任をとらせれば良い。誰も責任をとらないことがおかしい。(女性60代)

*被害者の声を聞き、同じ立場の人間として苦しみ悲しみが理解でき、自分だけが苦しんでいるのではないことが分かった。死刑制度は必ず存置してほしい。(男性60代)

活動報告 2013年11月～2014年3月

2013年11月

- 3日 第145回関西集会
- 9日 猪野幹事は中野区健康福祉部の依頼を受けて中野区犯罪被害者週間行事において講師を務めた。
- 10日 第125回幹事会
- 11日 高橋(正)弁護士は法務省における「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第6回)」に出席した。岡村弁護士・渡辺副代表幹事が随行した。
- 12日 高橋(幸)幹事が秋田県被害者支援連絡協議会の依頼により犯罪被害者の権利について講義した。
- 15日 伊藤会員が大阪府富田林警察署署員60名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い!」の講演をした。
- 同日 松村代表幹事が「日本犯罪学会設立100年記念大会」で挨拶した。
- 16日 第126回関東集会
- 21日 林代表代行が大阪府警の「レベルアップ研修」で200名の捜査員を対象に講演した。
- 27日 松村代表幹事、高橋・渡辺副代表幹事は小林鷹行衆議院議員(被害者問題PT事務局長)に面会し、被害者の実情を説明した。
- 29日 松村代表幹事、高橋・渡辺副代表幹事、米田・

上谷弁護士は棚橋泰文衆議院議員に面会し被害者の実情を説明した。

同日 林代表代行は、大阪私学生徒指導第2支部連盟の方々を対象に「命の大切さを考える」ことに関して高槻高校にて講演した。

2013年12月

- 1日 第146回関西集会
同日 林代表代行は内閣府犯罪被害者等施策事業で滋賀県の龍谷大学瀬田キャンパスにて行われたシンポジウムでパネラーとして参加した。
同日 岡本会員は被害者支援センターすてっぷぐんまより講師依頼を受け、犯罪被害者支援のあり方や必要性について訴えた。
同日 犯罪被害者週間中央大会に松村代表幹事、渡辺副代表幹事、近藤会員が参加した。
2日 伊藤会員が近畿管区警察学校の学生400名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い」の講演をした。
8日 第125回幹事会
10日 高橋(正)弁護士は法務省における「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第7回)」に出席した。岡村弁護士・松村代表幹事が随行了した。
同日 ニューズ・レター46号発行
11日 松村代表幹事は第17回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。
16日 松村代表幹事、渡辺・高橋副代表幹事が公明党大口善徳議員と免田市、経済補償制度及び被害者参加制度について現状を説明した。
20日 明石市で最高限度額300万円の「立替払い制度」を含む犯罪被害者支援条例が可決成立し、林代表代行、土師副代表、高松会員が記者会見をした。
21日 第127回関東集会

2014年1月

- 5日 第147回関西集会
10日 司法記者クラブで第13回大会の開催について記者発表を行った。
同日 林代表代行は、近畿警察学校で「犯罪被害者家族の思い」と題して講演を行った。
13日 第126回幹事会／在京幹事
17日 永野会員はJR姉ヶ崎駅前などで情報提供を求めるチラシ約3000枚を配った。事件は発生から丸6年を迎えた。
25日 第13回大会を東京青山ドイツ文化会館OAGホー

ルにて開催した。

- 30日 松村代表幹事は第18回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。
31日 前日の内閣府検討会の提言に対して記者会見を開き、被害者補償制度・被害者参加制度の更なる拡充が必要であることを説明、表明した。

2014年2月

- 1日 内村幹事は千葉駅で未解決事件の情報提供を求めるピラを配った。事件は発生から17年を迎える。
2日 第148回関西集会
5日 高橋(正)弁護士は法務省における「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第8回)」に出席した。岡村弁護士・渡辺副代表幹事が随行了した。
13日 自民党「司法制度調査会小委員会」に出席し、犯罪被害者施策の改善・創設を訴えた。その後司法記者クラブで記者会見した。(松村代表幹事、渡辺・高橋(正)副代表幹事、白井弁護士、井口・岩泉・大崎・岡本・小澤・西木会員)
15日 第128回関東集会 大雪のため延期
26日 松村代表幹事、渡辺、高橋副代表幹事が自民党笹川博義議員と面談し被害者の状況について説明した

2014年3月

- 2日 第149回関西集会
同日 岡本会員は金沢弁護士会の犯罪被害者支援委員会研修会にて「犯罪被害者の真の体験」を被害者の立場から講演した。
6日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一環として豊ヶ岡学園にて講演した。
7日 岡本会員は大阪被害者支援アドボカシーセンターにおける被害者支援セミナーにて「犯罪被害者の真実と実情」を訴える講演をした。
8日 第127回幹事会
11日 松村代表幹事と白井孝一弁護士が、公明党犯罪被害給付制度の拡充及び新たな経済的支援制度に関する第2回PTに出席し、あすの会の取り組みを説明した。
14日 高橋(正)弁護士は法務省における「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第9回)」に出席した。渡辺副代表幹事、米田・田島弁護士が随行了した。
15日 第128回関東集会
31日 ニューズ・レター47号発行

幹事会、関東・関西集会 報告

幹事会報告 第125回（平成25年11月）～第128回（平成26年3月）

11月から4回の幹事会を開いた。主には新たな経済的補償制度、第13回大会開催準備、被害者参加制度3年後見直しについて継続的に話し合った。

経済補償については代表幹事が内閣府検討会へ出席し意見を提出するなどした。あすの会の補償制度案要綱については、構成員全員の総意でないとの見解で採用されることはなかった。一方、自民党・公明党内PT（犯罪被害者施策検討）からのヒアリング要望に、実際困窮している会員が出席して実情を訴えるなどの取り組みをした。今後は与党PTに期待し、

積極的に働きかけていくことにした。

第13回大会については第12回、あすの会in関西に引き続き死刑制度存置の立場から量刑基準、裁判員制度、裁判官任命にも触れて開催することとした。発表者の選出、弁護士の立場からは、死刑制度勉強会から専門的な話を分かりやすく解説いただき、会場との討論でも協力して頂くこととして準備を進めた。被害者参加制度3年後見直しについては、高橋副代表幹事が法務省の意見交換会に出席し、実例を元に改善要望を述べている。

関東集会報告 第126回（平成25年10月）～第128回（平成26年3月）

今期の関東集会は、1月の第13回大会と、2月の大雪の影響で3回だけの開催だった。

議題の中心は第13回大会と、内閣府で検討されている「犯罪被害給付制度の拡充と新たな補償制度の創設に関する検討会」の進捗状況と、裁判員裁判の死刑判決を破棄して無期懲役に減刑した、東京高裁

村瀬均裁判長の判決だった。名前だけで実のない内閣府の検討会と、裁判員の思いを無視し凶悪犯にやさしい裁判長に対する会員の怒りは相当なものだった。

12月21日に開かれた関東集会兼忘年会は、岡村顧問も出席され1年を締めくくった。

関西集会報告 第145回（平成25年11月）～第149回（平成26年3月）

月1回のペースで開催することができ以下のような内容が話された。

被害者経済補償について、内閣府の基本計画策定・推進専門委員会議は、犯罪被害者を蚊帳の外に置いた議論であり残念である。松村代表の孤軍奮戦に感謝し、今後の自民党、公明党の「犯罪被害者等保護・支援体制のPT」に期待していきたい。

3回とも同じ高裁の村瀬裁判長が、裁判員裁判の一審判決を破棄した判決には憤りを感じる。

犯罪被害者支援条例について、神戸市では、一時的

な資金、転居費用は1回のみ助成、お礼参りを防ぐ転居費は認めない、特に犯罪被害者用に空室を設けてないが選考で配慮するなどの内容が説明された。明石市では、一時保育及び介護の支援、刑事手続き参加への旅費の支援、一事件当たり300万円を上限とする損害賠償額と同額の立替金制度が創設されたので、明石市方式の支援条例が全国に広がることを期待する。ひょうご支援センターには、自治体への条例制定につき積極的に取り組んでもらうよう要望書を提出した。

15年記念誌発刊にあたりご協力をお願い

皆様にお礼があります。全国犯罪被害者の会（あすの会）は、2000年に発会してから5年、10年に続き3回目の節目を迎えました。今まで、「一瀉千里（いっしゃせんり）」(大会記録)や「あすに生きる」(署名活動の記録)の記憶に残したい事柄を上梓してきました。

この度は、そのような記録だけでなく、皆様があすの会の活動等にどのような思いで関わってくださったのかをお聞かせ願いたいと思います。つきましては、下記のような項目で皆様の思いを是非お教え頂きたいようお願い申し上げます。

● お願いしたい項目

1. 発会総会（2000年1月23日）に参加して感じたこと
2. 署名活動に参加したときのこと
3. ヨーロッパ調査を行った時のこと
4. あすの会大会に参加して（印象に残る第〇〇回大会）
5. 関東／関西／九州集会に参加して
6. 各地での講演活動をして
7. 裁判支援傍聴をして
8. 衆参本会議／法務委員会等を傍聴して
9. 各種会合（自民党調査会、法制審、内閣府等）に参加して
10. あすの会会員になって思うこと
11. 各種支援活動（ボランティア等）に参加して
12. 被害者参加制度を利用して
13. その他

● 字数 1,000字以内

● その他

ご氏名、ご住所（都道府県）、差支えなければご職業、当会との関係（会員、支援者、ボランティア、顧問弁護士等）

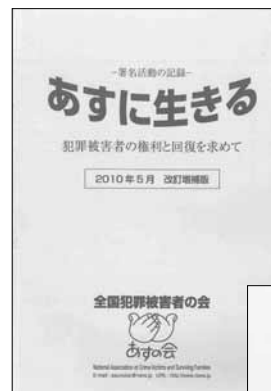
● 〆切 平成26年4月30日

● ご提出方法

メール（添付ファイル）、FAX、郵送などご都合の良い方法をお願いします。内容を深めるお写真等があれば、一緒にお送り頂きたいです。

● 発行予定 今秋頃

以上勝手なお願いで申し訳ありませんが、ご理解頂き、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、充足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振込先

ゆうちょ銀行

00170-6-100069 [あすの会]

〇一九 (ゼロイチキュー)店 (019)当座0100069

(他の金融機関からの振込用口座番号)

三井住友銀行 丸ノ内支店 (普)6577163

[あすの会 代表幹事 松村 恒夫]

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店 (普)2149873

[あすの会 代表幹事 松村 恒夫]

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に

私たちが付き添います!

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係所属
- 前回の公判日 (傍聴券必要の有無)
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望 (年齢等)
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

電話による無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を**毎週水曜日**に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM1:00～4:00

電話：03-6434-5348

編集後記

東京高裁で裁判員裁判の死刑判決が、昨年6月と10月、さらに今年の2月にも同じ裁判長によって無期懲役に減刑されました。「先例に倣って」「計画性がない」等が、その理由だとか…これは職業裁判官の判決が国民感覚とかけ離れ過ぎていることから、国民の常識を裁判に取り入れて、裁判を国民の身近なものにしようと取り入れた裁判員裁判制度を否定する暴挙と言わざるを得ません。

あすの会はこの暴挙を看過することができずに「死刑制度を考えよう」～こんな判決で良いのですか～と題し、第13回大会を開催しました。内容は、被害者の声と弁護士による考察、会場との討論と、昨年1月の東京、9月の大阪に続き3度目ですが、参加者には好評だったように思います。今号はその特集号です。感想などお寄せいただければと思います。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしく申し上げます。